

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)					(法務省)		
事業名	防災通信機器(衛星携帯電話) 配備		担当部局庁	大臣官房		作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度		担当課室	秘書課広報室		広報室長 加藤 優	
会計区分	一般会計		施策名	VII-14-(3) 法務行政の情報化			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	災害対策基本法等		関係する計画、通知等	「復興への提言」(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」、「防災基本計画」(平成20年2月18日中央防災会議決定)第2編第1章第2節			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の被災地では、現在もお余震が続き、更に大規模な地震の発生が懸念されるほか、近い将来、相当の確率で発生し、甚大な被害が想定されている首都直下地震等の大規模災害に対し、通信途絶による被災地孤立化を防止し、被災状況の迅速・正確な把握、臨機・的確な初動対応及び支援施策の確立・実施等により、可能な限りの「減災」を達成し、国民の身体・生命、権利、財産等を保護することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	法務省においても、大津波により、極めて危機的状況に陥りつつ孤立化した官署や緊急に避難してきた被災者を受け入れた官署がある。いずれも通信連絡手段が途絶し、速やかに被災状況を把握することができなかった。災害発生時においては、迅速・正確な情報収集に基づき、初動対応体制を始めとして、以降の支援情報の提供、人的・物的支援体制及び災害復興施策等が確立・推進されるのであるから、災害時に強い通信連絡手段の確保が重要である。そのため、インフラ被害による影響が少なく、発災時における安定的な通信連絡手段として衛星携帯電話を当省所管官署に配備し、全国的な災害対応体制を構築する。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	-	-	-	476	476		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標 (アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
	<small>業務継続体制の強化を目的とするものであることを踏まえると、定量的な成果目標を示すことは困難である。</small>				成果目標欄と同様		
単位当たりコスト	373,498(円/台)			算出根拠	平成23年度第3次補正予算額(475,836,000円)/同3次補正予算による配備台数(1,274台)		
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」P25(4)⑤(iii)に示されているとおり、庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化を図るために行う事業である。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				東日本大震災においては、衛星携帯電話の有無により、被災状況の迅速・正確な把握、臨機・的確な初動対応及び支援施策の確立・実施等が大きく左右されるなど、被災地のニーズ及び優先度は非常に高い。法務省の衛星携帯電話既配備官署においても、使用日数は、延べ79日間に上った。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				本事業は、大規模災害発生等において、固定電話を始め他の連絡手段が途絶した場合、緊急・非常連絡用に衛星携帯電話を配備し、国民の身体・生命、権利、財産等の保護と、法務省各機関の業務継続体制の強化を目的としており、常態的に効果を表すことは困難であるが、東日本大震災により固定電話等の通信連絡手段が途絶した際の実績を考慮すると、効果的な事業と思考される。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				本事業で整備する衛星携帯電話は、災害時に緊急的に使用することを目的として整備するものであり、事前に費用対効果や効率性の検証を行うことは困難であると思料される。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				本事業は、災害時に、国民の身体・生命、権利、財産等を保護し、法務省の各機関の業務継続体制の強化を目的とするものであるため、一義的には地方自治体等に委ねるべき事業ではないが、必要に応じて、被災地域等において、他の国の機関や地方自治体等との役割分担や連携は考慮すべきと思料される。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				本事業は、他の事業と整合的に実施されるものではないと思料されるが、本事業で配備した衛星携帯電話については、計画的かつ適切に非常連絡体制に係る訓練等を実施することにより、災害時に有効な対応体制を構築することとする。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				補正予算成立後、速やかに調達手続に入り、競争入札を実施するものとする。なお、本事業の執行は、平成23年度内に完了する見込みである。			

# 大規模災害、緊急対処事態発生時における法務省緊急連絡体制網の整備について

## 国の防災の在り方

「予知」から「減災」へ！  
 「想定」から「考える様々な災害」の対応へ！  
 （中央防災会議「防災訓練大綱」）

## 3.11 東日本大地震発災の教訓

- 想定外 日本史上最大規模Mw9.0
- 巨大地震＋巨大津波＋原発事故の複合災害
- 東北太平洋側に壊滅的被害
- 震災後の影響は、日本全体に波及

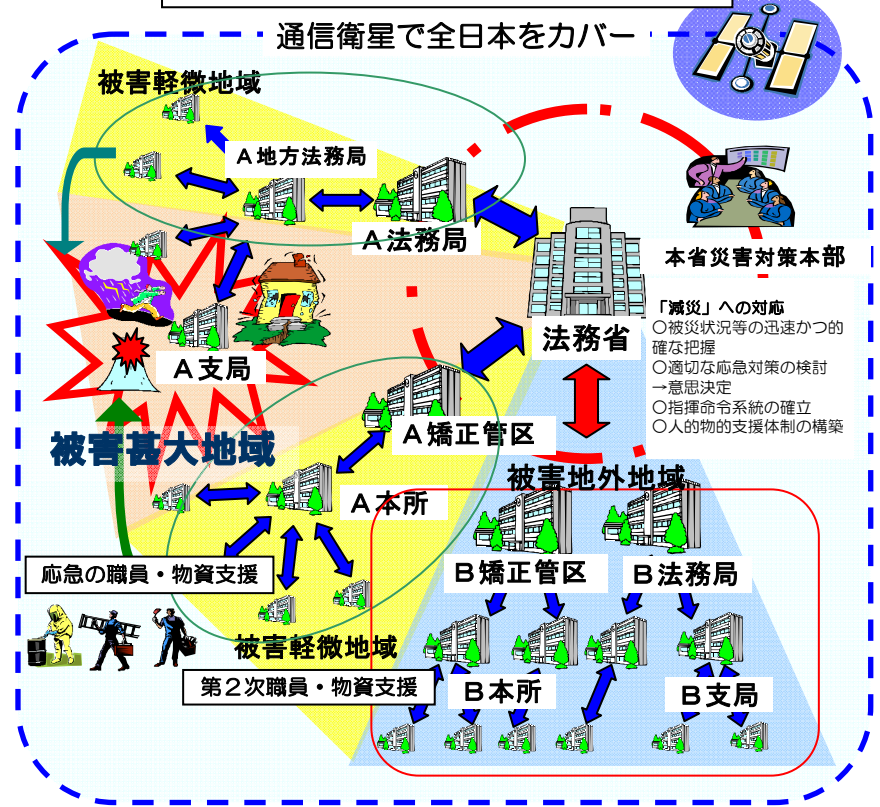
## 日本は災害大国！

- 想定される地震（いつでも起こる可能性）
  - ・首都直下地震（M7以上を想定）
  - ・日本・千島海溝等海溝周辺方地震（M7以上を想定）
  - ・東海地震（M8.0前後、87%）
  - ・南関東地震（M7.2前後、70%）
  - ・東南海地震（M8.1前後、70%）
  - ・南海地震（M8.4前後、50%）
  - ※ 東海・東南海・南海地震は連動する可能性大
- その他、想定される災害
  - ・台風・豪雨等による首都圏・大都市圏水没
  - ・台風・豪雨等による土砂災害、深層崩壊
  - ・竜巻・豪雪・火山爆発等の異常気象現象
- 災害は必ず起こる。いかに対応するかが課題。

## 災害時に強い 衛星携帯電話配備全庁配備

緊急性→大規模災害は、いつでも起こる可能性あり  
 必要性→迅速・的確に情報把握するため、通信・連絡手段確保が「減災」の要諦  
 相当性→対応により「減災」し、被害を最小化

大規模災害発生時等非常連絡網イメージ図



- 被災官署との通信連絡手段を確保し、迅速に被災状況等を把握できる。
- 正確な情報収集により、実態に即した、具体的な指示・伝達が可能となり、速やかに必要な人的・物的支援体制を構築できる。
- 庁舎等が壊滅的被害を受け避難した場合でも、孤立化させない。
- 国民の身体・生命・財産を守り、2次災害、3次災害を防ぎ、「減災」を達成する。